

フィルタリング推進業務を行う者（フィルタリング推進
機関）の登録について

平成21年5月

総務省

経済産業省

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(以下「法」という。)

第五章 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等

第一節 フィルタリング推進機関

(フィルタリング推進機関の登録)

第二十四条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及を目的として、次に掲げるいずれかの業務（以下「フィルタリング推進業務」という。）を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けることができる。

一 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発を行うこと。

二 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進を行うこと。

2 前項の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者は、総務省令及び経済産業省令で定めるところにより、総務大臣及び経済産業大臣に申請をしなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 第二十六条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

二 法人で、その役員のうち前号に該当する者があるもの

4 総務大臣及び経済産業大臣は、第二項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 インターネットの利用を可能とする機能を有する機器を有し、かつ、次のいずれかに該当する者がフィルタリング推進業務を行うものであること。

イ 一年以上青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの開発又は青少年有害情報フィルタリングサービスに関する実務に従事した経験を有する者

ロ イに掲げる者と同等以上の能力を有する者

二 フィルタリング推進業務を適正に行うために次に掲げる措置がとられていること。

イ フィルタリング推進業務を適正に行うための管理者を置くこと。

ロ フィルタリング推進業務の管理及び適正な実施の確保に関する文書が作成されていること。

5 登録は、フィルタリング推進機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者（以下「フィルタリング推進機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 フィルタリング推進機関がフィルタリング推進業務を行う事務所の所在地

6 フィルタリング推進機関は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務省令及び経済産業省令で定めるところにより、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務の休廃止)

第二十五条 フィルタリング推進機関は、フィルタリング推進業務を休止し、又は廃止したときは、総務省令及び経済産業省令で定めるところにより、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に

届け出なければならない。

2 前項の規定によりフィルタリング推進業務を廃止した旨の届出があったときは、当該フィルタリング推進機関に係る登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第二十六条 総務大臣及び経済産業大臣は、フィルタリング推進機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 第二十四条第三項第二号に該当するに至ったとき。
- 二 第二十四条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第二十四条第六項又は前条第一項の規定に違反したとき。
- 四 不正の手段により登録を受けたとき。
- 五 次条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(報告又は資料の提出)

第二十七条 総務大臣及び経済産業大臣は、フィルタリング推進業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、フィルタリング推進機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(公示等)

第二十八条 総務大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第二十四条第六項の規定による届出があったとき。
- 三 第二十五条第一項の規定による届出があったとき。
- 四 第二十六条の規定により登録を取り消したとき。

2 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(総務省令及び経済産業省令への委任)

第二十九条 この節に規定するもののほか、フィルタリング推進機関及びフィルタリング推進業務に関し必要な事項は、総務省令及び経済産業省令で定める。

第二節 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

第三十条 国及び地方公共団体は、次に掲げる民間団体又は事業者に対し必要な支援に努めるものとする。

- 一 フィルタリング推進機関
- 二 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能に関する指針の作成を行う民間団体
- 三 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し又は提供する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者
- 四 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動を行う民間団体
- 五 青少年有害情報に係る通報を受理し、特定サーバー管理者に対し措置を講ずるよう要請する活動を行う民間団体
- 六 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアにより閲覧を制限する必要がないものに関する

る情報を収集し、これを青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者その他の関係者に提供する活動を行う民間団体

七 青少年閲覧防止措置、青少年による閲覧の制限を行う情報の更新その他の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し講ぜられた措置に関する民事上の紛争について、訴訟手続によらずに解決をしようとする当事者のために公正な第三者としてその解決を図るための活動を行う民間団体

八 その他関係する活動を行う民間団体

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づくフィルタリング推進業務を行う者の登録等に関する省令（以下「省令」という。）

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（登録の申請）

第二条 法第二十四条第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣及び経済産業大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 フィルタリング推進業務を行おうとする事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人その他の団体である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

ロ 登録の申請に関する意思の決定を証する書類

ハ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名及び略歴を記載した書類

二 申請者が個人である場合においては、その住民票の写し又は外国人登録原票の写し

三 申請者が法第二十四条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四 法第二十四条第四項第一号イ又はロに該当する者であつて、フィルタリング推進業務を行うものの氏名及び略歴を記載した書類

五 法第二十四条第四項第二号イに規定する管理者の氏名及び略歴を記載した書類

六 法第二十四条第四項第二号ロに規定する文書として、次に掲げるもの

イ フィルタリング推進業務の管理に関する方法を記載した文書

ロ フィルタリング推進業務の実施に関する計画を記載した文書

ハ フィルタリング推進業務に関する教育訓練について記載した文書

（変更の届出）

第三条 法第二十四条第六項の規定による変更の届出は、当該変更の内容を記載した届出書を総務大臣及び経済産業大臣に提出して行うものとする。

（フィルタリング推進業務の休廃止の届出）

第四条 法第二十五条第一項の規定によるフィルタリング推進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣及び経済産業大臣に提出して行うものとする。

一 休止し、又は廃止したフィルタリング推進業務の範囲

二 休止し、又は廃止した年月日及び休止した場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

（申請等の方法）

第五条 法の規定による総務大臣及び経済産業大臣に対する申請又は届出は、総務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及び副本各一通を提出することにより行うことができる。

(解説)

(1) 申請書 (省令第2条第1項)

別添様式1を参考にすることができる。

(2) 添付書類 (省令第2条第2項)

第1号ロ 意思の決定を証する書類 (省令第2条第2項第1号ロ)

理事会等における議事概要若しくはこれを証する書面等が該当する。別添様式2を参考にすることができる。

第3号 誓約書 (省令第2条第2項第3号)

別添様式3を参考にすることができる。

(3) 申請等の方法 (省令第5条)

総務大臣及び経済産業大臣に対する申請書、届出書又は添付する書類等の提出先は、総務省消費者行政課若しくは経済産業省情報経済課とする。

(別添様式1)

フィルタリング推進機関登録申請書

総務大臣 殿

経済産業大臣 殿

団体名称

代表者名

印

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第24条第1項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 団体の名称
2. 団体の住所・連絡先
3. 団体の代表者又は管理人の氏名（注1）
4. 登録の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地（注1）
5. 登録の申請に係る業務の概要（注2）

年 月 日

（注1）登記されている場合は、登記上の記載と一致すること。

（注2）法第24条第1項各号の業務を記載すること。

(別添様式2)

登録に関する意思の決定を証する書面

総務大臣 殿
経済産業大臣 殿

団体名称
代表者名 印

当団体は、 年 月 日付け〇〇〇において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第24条第1項の登録に関する意思を決定したことを証します。

(主な議事概要)

年 月 日

(別添様式3)

登録を受けようとする者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第24条第3項各号の規定に該当しないことを誓約する書面

総務大臣 殿
経済産業大臣 殿

団体名称
代表者名 印

当団体は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第24条第3項各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

年 月 日